

武蔵野市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例
の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月21日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

武蔵野市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例
の一部を改正する条例

武蔵野市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年7月武蔵野市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前						
別表（第2条関係）						
退職報償金支給額表（単位 千円）						
階 級	勤務年数					
	5年	10年	15年	20年	25年	30年
	以上	以上	以上	以上	以上	以上
	10年	15年	20年	25年	30年	
	未満	未満	未満	未満	未満	
団長	239	344	459	594	779	979
副団長	229	329	429	534	709	909
分団長	219	318	413	513	659	849
副分団長	214	303	388	478	624	809
部長及び班長	204	283	358	438	564	734
団員	200	264	334	409	519	689

付 則

（施行期日）

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

（提案理由）

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第394号）の施行に伴い、所要の改正をするものである。

改正後								説明
別表（第2条関係）								別表の改正
退職報償金支給額表（単位 千円）								
階 級	勤務年数							
	5年 以上	10年 以上	15年 以上	20年 以上	25年 以上	30年 以上	35年 以上	
	10年 未満	15年 未満	20年 未満	25年 未満	30年 未満	35年 未満		
	10年 未満	15年 未満	20年 未満	25年 未満	30年 未満	35年 未満		
団長	239	344	459	594	779	979	1,079	
副団長	229	329	429	534	709	909	1,009	
分団長	219	318	413	513	659	849	949	
副分団 長	214	303	388	478	624	809	909	
部長及 び班長	204	283	358	438	564	734	834	
団員	200	264	334	409	519	689	789	

る。